

一般社団法人 日本オフィス学会 会則

第1章 総則

第1条（目的）

本会則は、一般社団法人日本オフィス学会（以下「当法人」という。）の定款に基づき、当法人の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（適用関係）

本会則は定款を補完するものであり、定款に定めのある事項については定款の規定を優先する。

第2章 会員

第3条（会員の種別）

当法人の会員種別は、定款第6条の定めるところによる。

第4条（入会）

入会手続きは定款第7条及び別に定める規程による。

第5条（会費等）

入会金及び会費については、「会費規程」に定める。

第6条（会員の権利）

会員は次の権利を有する。

- (1) 当法人の刊行物の配布を受けること
- (2) 当法人の事業に参加すること
- (3) その他理事会が認めた権利

第7条（会員の義務）

会員は、定款及び諸規程並びに総会（代議員総会）の決議を遵守しなければならない。

第3章 大会・研究活動

第8条（大会）

当法人は、年1回以上大会を開催し、研究発表及び会員間の交流を行う。

第9条（大会運営）

大会には大会委員長を置き、理事会の承認を得て運営委員会を組織する。

第10条（研究部会）

当法人は、研究分野ごとに研究部会を設置することができる。

2. 部会の設置及び運営は理事会の定めによる。

第4章 委員会

第11条（委員会の設置）

当法人は、事業の円滑な運営のため、理事会の決議により各種委員会を設置することができる。

第12条（委員）

委員は会員の中から会長が委嘱する。

第5章 事務局

第13条（事務局）

当法人の事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局の組織及び運営は理事会の定めによる。

第6章 補則

第14条（細則）

本会則の施行に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第15条（改廃）

本会則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

本会則は、2026年1月5日より施行する。